

平成 2 1 年度第 1 回  
宮城県行政評価委員会及び三部会合同会議

日 時：平成 2 1 年 4 月 1 3 日（月曜日）

午後 2 時 3 0 分から 3 時 4 5 分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

平成21年度第1回 宮城県行政評価委員会及び三部会合同会議 議事録

日時：平成21年4月13日（月） 午後2時30分から3時45分まで

場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

出席委員及び部会委員：

委員	星宮 望 委員	堀切川一男 委員	成田由加里 委員
	林山 泰久 委員	増田 聡 委員	
部会委員	足立千佳子 委員	安藤 朝夫 委員	伊藤 恵子 委員
	井上 誠 委員	奥村 誠 委員	小坂 健 委員
	折腹実己子 委員	風間 聡 委員	京谷美智子 委員
	河野 達仁 委員	小林 達子 委員	富樫 千之 委員
	西出 優子 委員	福田 稔 委員	本岡 愛実 委員
	宮原 育子 委員	山本 信次 委員	

欠席委員及び部会委員：

委員	浅野 孝雄 委員	橋本 潤子 委員	
部会委員	井上 千弘 委員	小野寺敏一 委員	両角 和夫 委員
	山本 玲子 委員		

司 会 ただいまから平成21年度第1回宮城県行政評価委員会及び三部会の合同会議を開催いたします。

なお、委員会につきましては、午後2時からの引き続きの開催となっております。

本日は委員5名、部会委員17名にご出席をいただいております。

開会に当たりまして、村井知事よりごあいさつを申し上げます。

村 井 知 事 本日は、大変お忙しい中、平成21年度第1回宮城県行政評価委員会及び政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会の合同会議にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、皆様方には、このたび当委員会の委員及び部会委員就任を快くご承諾いただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

宮城県では、平成13年に全国に先駆けまして行政活動の評価に関する条例を制定し、行政評価を本格的に実施してまいりました。その行政評価制度も今年度で8年目を迎え、県行政の中にしっかりと根づいたものとなってきております。

しかしながら、サブプライムローン問題など経済情勢の悪化により、今後県の財政運営は一層厳しくなると予想しております。こうした中で、宮城の将来ビジョンで掲げる宮城の将来像を実現するためには、より効率的で効果的な政策、施策を展開することが不可欠であります。このため、行政評価の担う役割はこれまで以上に重要なものになると思っております。委員の皆様方には、県が自ら行う評価につきましては忌憚のないご意見をちょうだいできればと考えております。私どもといたしましても、この場でちょうだいいたしましたご意見につきましては真摯に受けとめ、行政評価を通じ、県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進につなげてまいりたいと考えております。

なお、この場をお借りいたしまして県からお願いがございます。現下の厳しい経済情勢に対応するため、県では地産地消などによる一層の内需拡大が不可欠であると考えております。このため『『できること』を『できる範囲』で、県内の生産者や商店街、企業などを応援しよう！』を合い言葉に、県産品・サービスなどの「地産地消に取り組む県民運動」の推進を宣言いたしました。委員の皆様方におかれましても、地産地消に取り組む運動の趣旨にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

司 会 ただいま知事からあいさつの中でお願いいたしました地産地消に取り組む県民運動に関する宣言の文章を、黄緑のペーパーで机上に配付しております。後ほど御覧いただければと思います。

それでは、宮城県の出席者をご紹介します。

ただいまごあいさつを申し上げました村井知事でございます。

知 事 よろしく申し上げます。

司 会 企画部長の佐藤でございます。

企 画 部 長 佐藤でございます。よろしくようお願い申し上げます。

司 会 企画部次長の北村でございます。

企 画 部 次 長 北村でございます。

司 会 政策課長の伊東でございます。

政 策 課 長 伊東と申します。よろしくようお願いいたします。

司 会 行政評価室長の鹿野でございます。

行 政 評 価 室 長 鹿野でございます。よろしく申し上げます。

司 会 ここで、知事は所用がございます関係で退席をさせていただきます。

知 事 申しわけございませんが、次の公務がありますのでこれで失礼させていただきます。よろしくようお願いいたします。

司 会 続いて、お手元のマイクの使用方法についてご説明を申し上げます。

ご発言の際はマイク右下のスイッチをオンにいただき、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しいただくようお願いいたします。ご発言が終わりましたらスイッチをオフにいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき委員長が議長になるとされております。

先ほど、第1回宮城県行政評価委員会において星宮委員が委員長に選出されております。

星宮委員長、議長をよろしく願いいたします。

星宮委員長 ただいまご紹介にあずかりました星宮でございます。委員長を拝命させていただきました。これから皆様方とご審議させていただきたいと思っております。

初めに、自己紹介を兼ねてのごあいさつをさせていただきますが、私は東北大学などで長年電子工学の研究をやっておりました。もっとも昭和の末ごろ6年間だけ北海道大学の教授をやりましたけれども、また仙台に戻ってまいりました。そして定年退官後、東北学院大学の学長に就任しております。なお、私は東北学院の中学、高校卒業でございますので、仙台人、宮城県人であります。そういう意味で、宮城県をよくするというには人一倍情熱を持っておりますのでよろしく願いしたいと思っております。

本委員会では、前任期中委員長を務めさせていただいたということもありまして、今回も引き続き委員長のご指名を受けることになりましたので、皆様のご助言、ご支援をいただきながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

なお、お手元でございますこの富県共創の宮城の将来ビジョン、これについての一昨年の審議にも参加させていただいておりましたので、そういう意味でその行政評価という立場で、改めて宮城県の将来について皆さんと一緒に行政評価をしっかりとしていきたいと思っておりますので、ぜひ皆様のご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは早速議事に入りますが、初めに会議の公開のことについて説明させていただきます。

当委員会運営規程第5条に従いまして、当会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会議場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願い申し上げます。なお、写真撮影、録画等につきましては事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようご配慮いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思っております。

議事1の委員及び部会委員の所属部会等についてです。

その前に、先ほど第1回宮城県行政評価委員会において、委員長とあわせて副委員長に堀切川委員が選出されておりますことをご報告いたします。

堀切川委員、ごあいさつをお願いいたします。

堀切川副委員長 東北大学大学院工学研究科におります堀切川と申します。

委員になって初めてにもかかわらず副委員長の責務を仰せつかりましたが、よろしく願いいたします。

星宮委員長 ありがとうございました。

それでは、資料1の行政評価委員会条例を御覧願いたいと思っております。

行政評価委員会条例の規定第6条第4項及び第5項に基づき、部会に所属する委員及び部会委員、また各部会の部会長及び副部会長につきましては委員長が指名することとなっております。先ほど第1回宮城県行政評価委員会でもご了承いただきましたが、本日の出席者名簿のとおり指名したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き議事2の行政評価制度の概要についてでございますが、事務局よりご説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

行政評価室長 行政評価室の鹿野でございます。座って説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

行政評価制度の概要につきまして、お手元に配付しております資料2によりご説明申し上げます。

本県では、行政評価制度を県の行政運営システムを確立する上で必要な恒常的仕組みとして、また県民に対するアカウンタビリティを確保するために必要な基本的仕組みとしまして行政評価を位置づけ、平成10年12月に宮城県行政改革推進計画を策定しまして行政評価システムを構築したことに始まります。現在の行政評価制度は平成13年12月25日制定、平成14年4月1日施行の行政活動の評価に関する条例に基づきまして行われているものでございます。この条例は全国の自治体初の行政評価条例でありまして、知事のあいさつにもありましたが、ことしで8年目を迎えます。

この行政評価の目的であります。県は県民の信託を受けて県政の運営を行っていることから、県民に情報を提供し、納得していただけるよう十分な説明をするという義務と責任があります。この行政評価により、アカウンタビリティすなわち説明責任を全うすることを目指すものでございます。

2点目としまして、行政上の意思決定に係る内容及び過程に関する情報について、県民に対し常に明らかにある状態にするため、企画立案の過程等の透明性の確保を図っていくものでございます。

この行政評価により、行政運営上最小限の労働、予算、物資等の投入量で最大限の成果を上げることを目指すものでございます。

以上のような観点に立ちまして、何をやったかではなく、どのような効果を上げたかという点で、県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進を図るものでございます。この行政評価の過程である県自ら実施する評価の透明性、客観性を高めるため、今回有識者である皆様にお引受けいただきましたが、第三者機関であるこの宮城県行政評価委員会や県民の方々から意見をいただきまして、評価に適切に反映させることにしております。

この評価であります。1ページの下の部分に図があります。P D C A マネジメント、P L A N で計画し、D O で実行・実施した政策、施策、事業を C H E C K、つまり評価し、A C T I O N で反映させていくというサイクルで、C H E C K が評価の位置づけになるものでございます。政策、施策、事業を計画し、施策を展開、事業を実施した後にその実績等について評価するとともに、その課題等を検証し、その計画について必要であるか、有効であるか、効率的であるか等の観点から評価をし、その結果を企画立案、事業実施、継続可否の判断等に反映させ、次のよりよい計画につなげていくための重要な一過程となっております。

また、CHECKの枠内にございますように、評価の過程において、まず県自らが評価を行い、その県の自己評価原案の妥当性について行政評価委員会に調査審議をお願いするとともに県民からの意見聴取を行い、いただいたご意見を踏まえまして県が最終評価を実施する流れとなっております。その過程におきまして県の自己評価の客観性や透明性の確保に努めているところでございます。

なお、個別の評価につきまして次に概要を説明いたしますが、評価の枠の一番下にございます事業箇所評価につきまして、客観的・機械的に判断できる手法を用い、内部管理として導入しており、他の評価のような県の評価原案を作成し、委員会で調査審議や県民意見の聴取を行うといった手続は行わないものとなっておりますことを申し添えいたします。

次に、2ページの行政評価の構成を御覧願います。

本県の評価制度につきましては、事前・事中・事後の評価時点に応じ、政策評価・施策評価、大規模事業評価、公共事業再評価、事業箇所評価の個別評価で構成されております。いずれも条例に基づく評価システムとして体系的に実施しております。

ではまず、政策評価・施策評価から説明してまいります。

この評価は備考欄にございますように、政策、施策、事業を対象として、それらを実施した後に行う事後評価でございます。評価対象であります政策、施策、事業につきましては宮城の将来ビジョンで掲げております。この後詳しく政策課長からご説明する予定となっております。

左側のピラミッド図を御覧願います。評価対象となります政策、施策、事業につきましては宮城の将来ビジョンで掲げておりますが、このビジョンは平成19年3月、県の施策や事業を進める上での中長期的な目標を定めた県政運営の基本的な指針として策定されました県の総合計画でございます。この宮城の将来ビジョン及び行動計画において設定されております三つの政策推進の基本方向に沿った14の課題、33の取組、取組を実現するための個別取組、この体系に基づいてその取組が評価の対象となっております。前年度の課題、取組、個別取組について、それら全体の体系や相互関係、それぞれ目的・手段の関係を踏まえて包括的に評価を行うものでございます。

政策評価・施策評価におきましては、このビジョン体系の課題、取組、個別取組を政策、施策、事業として整理し、目的達成のための手段が、どの程度貢献したかという観点で包括的な評価を行い、図表のような体系に整理されるものであります。

評価基準でございますが、中ほどの欄を御覧願います。評価項目につきましては、政策評価、施策評価とも政策・施策の成果について「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」などの区分で評価するとともに、政策・施策を推進する上で課題等と対応方針を検証します。評価基準についてですが、政策評価では政策の成果等を、施策評価では 目標指標等の達成状況、 県民意識調査結果、 社会経済情勢、 事業の実績及び成果を踏まえ検証するものであります。評価基準にございます の宮城の将来ビジョン行動計画に定められた目標指標等につきましては、この後、宮城の将来ビジョンの説明の中で申し上げます。

第三者評価としまして、行政評価委員会におきまして、このようにして県が自ら評価しました評価原案、具体的には評価項目にあります政策・施策の成果及び政策・施策を推進する上で課題等と対応方針についてでございますが、こちらの評価

原案の妥当性について、政策評価部会で調査審議をお願いすることとなっております。

次に、大規模事業評価でございます。この評価の対象となるものは、県の事業主体であります公共事業で全体事業費が30億円以上の施設整備事業、全体事業費が100億円以上の公共事業のいずれかに該当する事業であります。本年度の対象事業は1件でございます。右側の備考の欄に記載されているとおり、事前・事中・事後において評価を行うものでございます。なお、災害の復旧また防止のため緊急に行う必要がある事業については対象外としております。

次に、中ほどの項目の評価項目・基準を御覧願います。大規模評価の評価基準といたしましては、社会経済情勢からみた事業自体の必要性、県が事業主体であることの適切性、社会経済情勢からみた事業の適時性、事業手法の適切性、事業の適地性、社会経済情勢からみた事業の効果、事業実施に伴う環境への影響、事業のコストの妥当性などを踏まえまして、県では事業推進の妥当性について自ら評価することとしております。

また、第三者評価としまして、行政評価委員会におきましては、政策評価・施策評価同様、県の自己評価原案の妥当性について、大規模事業評価部会で調査審議をお願いすることとしております。

次に、公共事業再評価についてであります。この評価の対象となるものは、県が事業主体であります公共事業で次に該当するものであります。事業着手後5年間を経過した時点で未着工の見込みの事業、事業着手後10年間を経過した時点で継続中の見込みの事業、再評価実施後5年間を経過した時点で未着工または継続中の見込みの事業、事業採択後、準備・計画段階で5年間経過の見込みの事業高規格道路、ダムに限ります、社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業、いずれかに該当する事業でございます。右端の備考欄に記載されているとおり、事中・事後において評価するものでございます。

なお、災害の復旧または防止のため緊急に行う必要がある事業、維持管理事業など現状の機能を確保する事業については対象外としております。今年度の対象事業は20件であります。

評価項目につきましては、この公共事業の事業継続の妥当性についてであります。評価基準としまして事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢等の変化への対応、代替案と比較検討した場合の妥当性、コスト縮減の検討内容の適切性、費用対効果の適切性などを踏まえまして、事業継続の妥当性について評価することとしております。

第三者評価としまして、公共事業再評価につきましても県の自己評価原案の妥当性について、公共事業評価部会で調査審議をお願いすることとしております。

次に、一番下の事業箇所評価についてであります。この評価の対象となるものは事業箇所評価を実施する年度の翌年度以降3年度以内に実施を予定している公共事業で、次のいずれかに該当する事業であります。県が事業主体である公共事業、県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもののいずれかに該当する事業でございます。

右端の備考欄に記載されているとおり、事前・事中において評価を行うものでございます。これも災害復旧、災害防止のために緊急に行う必要がある事業、維持管理事業などは除いております。

評価基準につきましては，必要性，有効性，効率性，事業特性に応じたそれ以外の基準について，各基準ごとに評価指標とそのウエイトを設定して点数化し，事業種別ごとに事業実施予定箇所の順位をつけ，優先度を評価することにしてあります。

この評価につきましては先ほども申し述べておりますが，客観的，機械的に判断できる手法を用い，内部管理として導入しておりますことから自己評価のみを行い，第三者評価はございません。

次に3ページを御覧願います。

行政評価の流れであります，このページに示してありますフロー図のようになっております。これらの個別評価は条例に規定する共通の手続により一元化されております。基本的な流れは，まず県が自己評価を行い，その評価内容につきまして宮城県行政評価委員会及び県民のご意見を聴いた上，県が最終的な自己評価を行うことになっております。具体的にはフロー図を御覧願います。

大きな流れとしまして，県民の満足度を把握するため実施する県民意識調査の結果を反映させるものと条例第7条で定められております。行政評価・施策評価に当たっては，県民の満足度等を把握し，評価に適切に反映させるため，県民意識調査を実施いたします。これは政策評価・施策評価にかかわるものでございます。当委員会に対し，県の評価原案の妥当性について諮問いたしますので，各担当部会において調査審議をいただきますようお願いいたします。

次に，政策評価・施策評価，大規模事業評価，公共事業再評価それぞれの評価について自己評価を行い，評価原案を作成・公表いたします。当委員会に対し，県の評価原案の妥当性について諮問いたしますが，各部会の審議に当たりまして，この行政評価委員会のご意見をお聴きし，の県民からのご意見もお聴きし，取りまとめて公表するとともに，適切に評価に反映させ，県の最終的評価結果として評価書を作成し公表，議会へ報告します。次のステップとしまして，それを県の行政運営，つまり企画立案や予算編成等にいかに反映させたかとしまして，の評価結果の反映状況説明書を作成，公表し，議会への報告という流れになっております。

評価結果の反映状況説明書・要旨の作成・公表でございますが，先ほどのPDCAのマネジメントシステムで御覧いただきましたように，評価は，その結果を次の計画，翌年度の企画立案，予算編成等へ適切に反映させることが重要でございますので，その評価結果の反映状況を説明する書面を公表するとともに，議会へ報告することとしております。

なお，事業箇所評価につきましては先ほど説明しておりますが，内部管理の効率性の向上，合理性の確保等が主目的であることから，他の評価とは若干手続が異なるものとなっております。

次の4ページを御覧願います。

宮城県行政評価委員会についてであります。皆様に委員をお引き受けいただきました宮城県行政評価委員会について，改めて説明いたします。

(1) 役割でございますが，当委員会は県が行う行政評価に対する透明性，客観性を高めるため，知事の諮問に応じ県が自ら行う評価のうち，政策評価・施策評価，大規模事業評価，公共事業再評価の妥当性等について調査審議，答申を行う第三者機関としての位置づけとなります。

(2) 設置根拠でございますが、地方自治法上の附属機関としまして、行政評価委員会条例に基づきまして設置されているものでございます。

(3) 構成、審議事項及び開催スケジュールでございますが、図のような構成になっております。宮城県行政評価委員会のもとに、政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会の三つの部会が置かれております。

審議事項につきましては、行政評価に関する重要事項、基本事項の審議でございます。前者の重要事項は行政評価条例の改正、行政評価の全体構成の審議等でございます。後者の基本事項につきましては、個別評価システムの評価手法及び対象の審議であります。また、部会の審議結果に対する意見交換が審議の内容でございます。各部会につきましては、行政評価の構成で先ほど説明しましたとおりでございます。

各委員につきましては、専門分野の学識経験者の方々や、実践的な知見を有するの方々ということで皆様方をお願いしているわけでございます。

委員の構成の基本方針としましては、県の評価の透明性・客観性の確保、専門的調査審議、多様な意見の反映、委員会と部会との役割分担、実効的で充実した審議を念頭に置くものでございます。

委員の数でございますが、図にありますように委員会は15人以内、各部会は12人以内となっておりますが、現在の委員構成は配付しております名簿のとおりとなっております。

委員の任期であります。1期3年となっております。都合で委員を退任された場合は、後任の委員の方はその前任の委員の方の残任期間となっております。

開催につきましては、行政評価委員会につきましては年2回を考えておりますが、臨時的に開催することもあるかもしれません。各部会につきましては図に表記しておりますが、目安と考えていただければと思います。大規模事業評価部会、公共事業評価部会では現地調査も予定しております。なお、各部会の具体的な進め方につきましては各部会において説明、お諮りさせていただきますのでよろしくお願いたします。

以上、行政評価制度の概要につきまして説明をさせていただきました。

星宮委員長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいたことについて、何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

林山委員どうぞ。

林山委員 東北大学の林山です。

2ページ目の表でちょっと違和感を覚えることがあるので、ご賛同者いらっしゃったらお答えいただきたいのですが。

まず、公共事業再評価というのが下から2番目にあります。ところが、部会は公共事業評価部会と書いてあるんですね。これは一般的に公共事業評価と聞くと事前から評価すると通常県民の方は考えると思うのですが、ここでは再評価に限定されている理由を教えてください。

2点目は、この事業箇所評価は第三者評価がないことです。複数の事業があり、煩雑性があるため機械的に行われているのだとは思いますが、そのシステムが正し

いかどうかというチェックをする制度はあって然るべきだと思います。というのは、県の職員の方々が事業に着手すると決めて、5年か10年経った後我々の部会、公共事業評価部会に回ってくるわけです。それで現地調査に行き、「これは無駄だ」と言ったとしても、既に始まっているわけですから、急に止めたらそれはすべて埋没費用になってしまうわけです。一度着手してしまっただけではなかなか止められないというのが公共事業なんです。これは明かにシステムとして欠落していると思いますが、どのようにお考えですか。

星宮委員長     では、行政評価室長、お願いします。

行政評価室長     ご質問の後半についてですが、箇所数が相当多いため、効率的観点から第三者評価を行っていないのではないかと思います。

ただ、事業箇所評価のシステムについては、文書開示等の手続もありますので、教えてくれればそれは表明できることであります。その辺は、特に隠しているというわけではありませんので。

林山委員     そのシステムは正しいというのは誰かが見ているのですか。

行政評価室長     正しいというわけではないです。やはり事務的な効率の上からなっていると思います。あまりにも件数が多いからではないかと思いますが。

林山委員     私が懸念しているのは、県の皆さんを、システム自体を疑っているわけではないのですが、事業着手、例えばトンネルを掘り始めたとして、5年後に公共事業評価部会に上がってきたものについて、それを今更止めようとしてもできないわけですね。そういう無駄なことが起こるシステムではないのですかということをお伺いしているわけです。

行政評価室長     そのあたりについても後ほど部会の中で検討していただければと思います。

林山委員     これでは、ある意味で部会長として責任持てませんが。

行政評価室長     そのあたりにつきましては、今言われましても即答が難しいのですけれども、徐々に改善していければと思っておりますので、よろしくどうぞご協力のほどお願いします。

星宮委員長     関連するご質問ですか。どうぞ。

風間委員     東北大の風間です。今の話の中で、これを事前に評価しているというのはどこで行っているんですか。

行政評価室長     事前には、その担当部署がそれぞれの部署で、まず自ら評価をしまして、それを委員の先生方に評価してもらうというシステムになっております。

風間委員 その委員というのはどこの委員が評価するんですか。

行政評価室長 この行政評価委員会委員，あと……

風間委員 ああ，事前に評価するということ……

行政評価室長 事前ではないです。県が自ら評価してからですね。その評価したものについて，委員の皆さん方にその評価が妥当であるかどうかを……。

林山委員 大規模はそうですね。

行政評価室長 大規模ですか。全体でなくですか。

林山委員 大規模については，私は前に部会長やっていたのでよくわかるからいいんですけども。

星宮委員長 事務局から説明どうぞ。

行政評価室 補足でご説明します。事務局の行政評価室永澤と申します。

今ご質問あった公共事業再評価，そのネーミングについてですが，公共事業評価部会という部会名でございまして，こちらの公共事業再評価を審議する公共事業評価部会ということで名称を決定してございます。

公共事業については，基本的に事前評価を行うものは大規模な事業，100億円以上の公共事業と30億円以上の施設整備事業についてで，これらは着手前にまず外部委員会のほうに審議いただくこととなっております。

そのほかの公共事業につきましては，一番下の事業箇所評価，こちらのほうで事前に，新規着手事業について評価してございます。こちらは外部評価委員会の審議はございません。したがって，公共事業評価部会では事中の，着手後の事業について評価いただくと。それで，事後については，後ほど部会の際に詳細にご説明しますが，完了報告のほうで評価を行う扱いにしてございます。以上でございます。

星宮委員長 すべて十分に審議しきったという感じではないと思いますが，これは全体会でございますし，特に公共事業評価部会のほうで，さらに詰めた議論ができればお願いし，何か良い審議の結果が出たならば全体会議でお諮りいただくとして，今日は全体会議でございますので，この件についてはこの辺りで打ち切らせていただいてもよろしいですか。

それでは，またお願いしたいと思います。そうしますと，これに関連して何かご発言ございますか。よろしければ次に移りたいと思います。

では，引き続き宮城の将来ビジョンについてということでございますが，これは今後10年間の県政運営の基本方針ということで平成19年3月に策定したものでございますが，また政策評価・施策評価の際に評価の対象となるものであります。

この宮城の将来ビジョンについて，事務局より簡潔にご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

政策課長 政策課の伊東でございます。私から説明させていただきます。座って説明いたします。

それでは、宮城の将来ビジョンの概要についてご説明を申し上げます。今お話しにありましたように、この将来ビジョンは平成19年度からの計画でございますが、既に説明をお聞きになった委員の方もおいでかと思っておりますけれども、お配りしております資料3のリーフレットを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

リーフレットの表紙にもございますように、宮城の将来ビジョンは2007年度から2016年度、平成19年度から28年度までの10年間の計画となっております。10年後を見据えまして県政運営の基本的な指針、また県の施策や事業を進める上での中長期的な目標となるものでございます。このビジョンにつきましては、各分野ごとに策定されております個別の計画、例えば保健医療福祉プランや環境基本計画、土木行政推進計画など、こうした個別の計画を先導する最上位の計画に位置づけられているものでございます。

それでは、リーフレットをお開きいただきまして1ページというところを御覧いただければと思います。知事の写真が載っているページでございます。知事あいさつの真下になりますけれども、将来ビジョン策定の趣旨、背景というところがございます。将来ビジョンの前の総合計画は平成12年3月に策定されておりましたけれども、その後、時代の潮流が大きく変化したということでございます。

まず、少子高齢化の急速な進行ということで、県の人口につきましては、例えば旧総合計画では平成27年までは人口が増加するというふうに予測しておりましたが、実際には平成17年の国勢調査で県内人口が減少に転じるということで、既に人口減少社会が到来したというところがございます。

また、左側の二つですけれども、地方分権が進展しております。国から県へ、それから県から市町村へということで権限が移っていったということ。また、そうしたことを受けまして市町村の機能強化を図ろうということで合併が進んだということがございます。平成15年3月には71ありました県内の市町村が、18年4月からは36の市町村に減少しているという状況になってございます。また、都道府県につきましても道州制の議論がされてございますけれども、新たな広域自治体のあり方を検討する動きというのが活発になってきております。

次に、右側のところに記載してございますが、こうした人口減少などによりまして県の経済の停滞が懸念されているとともに、グローバル化、情報化の進展、さらには環境問題の深刻化など大きく変化してきております。また、ここには記載してございませんが、いわゆる三位一体改革の名のもとに地方交付税の大幅な削減などがありまして、県の財政状況が非常に厳しい状況になっているというようなこともございます。こうした時代の変化を受けまして、改めて将来の宮城のあるべき姿や目標を提示し、その実現に向けて県が優先的、重点的に取り組むべき施策を明らかにする必要があるという判断のもとに、この宮城の将来ビジョンを策定したものでございます。

このようなことから、この将来ビジョンの特徴といたしましては、まず旧総合計画では人口増加を前提としていたものが、このビジョンでは将来の人口減少を見込んでいるということ。2番目に、旧総合計画では圏域ごとの将来像も示してございましたけれども、地方分権の進展によりまして、県がそういう地域の姿を示して市

町村を誘導ということではなくて、地域の姿は市町村が自ら描いて取り組むというものを県が支援すべきというふうに考えてございまして、こうした今まであったような圏域ごとの計画というのは作成していないということ。それから3番目に、県政のすべてをこの計画に盛り込むのではなくて、将来の宮城のあるべき姿の実現に向けまして優先的、重点的に進めていくべき取組を明確にしたというようなことなどがございます。

また、この将来ビジョンの策定に当たりまして、県として特に注力をしたというところが、県民からの意見をできる限り反映させようということで、このリーフレットにはございませんが、一般公募によって参加いただいた皆様にいるいろいろのお話をお伺いする将来ビジョン県民会議ですとか、あるいは各地でタウンミーティングなどを開かせていただいて、いろいろご意見をいただいたということがございました。

それでは、将来ビジョンの構成と概要についてご説明をいたします。今ご説明いたしました少子高齢化の進展、あるいは地方分権の進展などの時代潮流に的確に対応して、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と心から思えるような宮城県を構築していくということが必要であり、そのためには、しっかりとした経済基盤を築き、そこから生み出される富の循環によって、これまで進めてまいりました福祉、環境、教育、社会資本などの取組を後退させることなく着実に進めていく必要があると考えまして、県政運営の理念として、「富県共創！活力とやすぎの邦づくり」を掲げております。この経済基盤を築くという意味での「富県」というものですが、福祉や教育など県民生活に直結する取組をさらに充実させていくための手段であり、原動力であると考えております。これを「共創」ということで、みんなでそうした地域をつくっていきましょうと掲げたものでございます。さらに、10年後に目指す将来像といたしまして、「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城」ということ。そして「宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城」ということで表現し、掲げたところでございます。

この県政運営の理念を実現するために三つの政策推進の基本方向というのを設定してございます。1ページの一番下のところでございます。これを三つの柱と言っておりますが、柱の1つ目が「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」というものでございます。2番目に「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、3番目に「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」というものでございます。それぞれ右の2ページの上で説明をしてございます。

まず第1の柱は産業振興にかかわる分野となっております。富県を実現するために10年後の平成28年度には県内総生産額を10兆円にするという目標を掲げております。当然ながら県だけで達成できる目標ではございません。県民と共有する目標として掲げたものでありまして、県民、企業の皆様力を最大限に発揮していただくことが必要でございます。県といたしましては、そのための環境づくりを推進しながら、我が県の総力を結集するということで実現を目指していくということでまとめているところでございます。この10兆円という数字につきましては、本県には海、山、大地の豊かな資源、比較的整備された高速交通網や空港、港湾、それから東北大学を初めとする学術研究機関、大消費地であります仙台など大きなポテンシャルがあると考えております。これをもってすれば人口規模が同じ新潟県ですとか広島

県と同等の県内総生産があつてしかるべきではないかという思いがございます。ちなみに平成15年の、そのビジョンをつくった前のあたりですが、県内総生産の数字といたしましては、本県は8.4兆円ということでございましたが、新潟県が9兆円、広島県が約11兆円というふうな状況になっていたということがございます。

次に第2の柱でございますが、ここは生まれてから、教育を受けて就職し、働いて子育てをし、高齢者になって老後を過ごすという、まさに人の一生に関連する分野についての課題と取組というような分野になっております。ここではこうした多様な生活の場面で、県民のだれもが、どの地域に住んでいても安心して過ごせる地域社会の形成を目指すということとしておりまして、特に未来を創造する人づくりに力を入れて中心的に取り組んでいくという方向性を打ち出しているところでございます。

第3の柱につきましては、世界的に地球温暖化対策の必要性などが叫ばれている中で持続的な経済成長を目指す、そして環境問題にも対応していく。すなわち経済成長と環境保全が両立するような社会システムの構築が必要であるというようなこと。また、近い将来ほぼ確実に発生が予想されます宮城県沖地震など災害による被害を最小限にする県土づくりに取り組んでいくという分野を中心にまとめているところでございます。

この2ページの下の方には県政運営の基本姿勢というのを記載しております。六つ掲げておりますが、このビジョンの特徴ということで、1番目の多様な主体との連携・協働体制を構築して民の力を最大限に生かしていこうと、そして衆知を集めた県政を推進していこうと、ここが大きな県政面の基本姿勢の柱となっております。また、2番目ですが市町村の取組をしっかりと支援していきましょうということ。あるいは下から2番目でございますが、東北地方の発展をけん引するような気概を持って広域的な視点に立った県政を展開していこうと、こういう姿勢を示しているところでございます。

続きましてリーフレットをお開きいただきたいと思ひます。

ただいまご説明いたしました政策推進に当たつての三つの柱に沿ひまして、主要な課題というのを掲載しております。時間の関係上、詳細にはご説明できませんが、第1の柱には五つの主要な課題、第2の柱につきましても五つの課題、それから第3の柱につきましても四つの主要な課題ということでそれぞれ記載しております。これらの主要課題を解決していくために取組を進めていくということで、この取組を33掲げているということでございます。

一番右側の下に6とございます、6ページの表になっているものを御覧いただければと思ひます。

三つの政策推進の基本方向、この三つの柱に沿ひてそれぞれの課題に対応した取組を掲げております。1の「富県宮城の実現」のところの主要課題に対応した「1. 育成・誘致による県内製造業の集積促進」というところでございますと、1から3までの取組を示してございます。同じように全部で33の取組を進めていくと、こういう構成になっております。33の取組の詳細につきましては、後ほど別にお配りしております将来ビジョンのパンフレットを御覧いただければというふうに思ひます。

リーフレットの裏面になりますが、最終ページを御覧いただきたいと思ひます。

ビジョンを進めていくための方策ということで、「宮城の将来ビジョンの実現に向けて」というところでございます。一つは幅広い主体との協働ということで、先

ほどお話ししました民の力の活用というようなところで進めてまいります。

それから2番目ですけれども、推進体制ということで「宮城の将来ビジョン推進本部」ということで、庁内に知事を本部長とする推進本部を設置してございます。また、富県宮城の実現の部分では、さまざまなご意見をいただいて一緒に進めていこうということで、「富県宮城推進会議」というものを組織して取り組んでいるところでございます。

それから3番目になりますが「宮城の将来ビジョン行動計画に基づき取組を推進します」ということで、本体であります将来ビジョンのもとに、第1期としては3年間の期間の「行動計画」というのを定めてございます。これを政策評価・施策評価の中で評価をいただきながら、検証しながらその取組を推進していくということになっております。

ここでちょっと行動計画につきましてもご説明をさせていただきたいと思えます。参考資料6というところでお配りをしているものでございます。こちらは宮城の将来ビジョン行動計画、平成19年度、初年度から3年間の行動計画の抜粋という、前半部分を抜粋したものでございます。

まず4ページを御覧いただきたいと思えます。この行動計画につきましては(5)のところになりますけれども、この計画に先ほど申しました33の取組の、もっと事業レベルの個別取組というものを載せているのですが、その数といたしましては全体で「合計」というところになりますけれども、個別取組の数は現在では404の数になっております。これは隣にありますけれども、いわゆる非予算的手法を含む取組といたしまして、予算額はゼロあるいは小額であっても、行政が有している調整する力ですとか信用力などを発揮しながら取組を進めていこうと、そういう手法による取組でございます。それらの44を含んでの404の事業をこの行動計画に掲げているところでございます。

具体に見ていただきますが、5ページを御覧ください。

こちらは最初の第1の柱、「富県宮城の実現」の中の「育成・誘致による県内製造業の集積促進」の部分でございます。上の行動方針というところで、どういう方向に向かって進めていくかということが示されておりまして、真ん中あたりになりますが、「目標指標等」というものを掲げております。この取組につきましても目標でございます。「製造品出荷額」、それから「企業立地件数」というものを目標指標等として決めまして、この行動計画の最終年度、平成21年度の最終でどこまで持っていこうかという目標を掲げているところでございます。施策評価のときにこの達成度などを見ながら評価をしていくということになります。

それから、その下の目標達成のための個別取組というところが先ほど申しました404の具体的な取組、事業レベルのものということで、それぞれの分野、それぞれの取組についてこれらを進めていきますということで、3年間の計画を立てているという構成になっているものでございます。

この目標指標等につきましては、全部で100の指標が設定されております。できる限りアウトカムの指標を設定しようということで、成果重視と、成果がわかりやすい指標を設定しようということで取り組んでいるところでございます。また、この目標指標等は先ほど言いました10兆円と同じく県のみで達成できるものではないということで、民間の企業ですとか関係団体、国、市町村など、あるいはNPOなどと力を合わせて達成していこうと考えているものでございます。

最後になりますが、この将来ビジョンと評価制度との関係について、行政評価室長の説明と少し重複する部分があるかとは思いますがご説明をさせていただきます。

先ほどの資料3のリーフレットの中の6ページ、右側のほうの一覧を見ていただければと思います。

こちらでその三つの柱に沿って14の主要課題、そして右側のほうに33の取組ということでご説明をいたしました。政策評価・施策評価におきましては、この左側にあります14の課題を政策ととらえ政策評価をするところになります。上から五つ、五つ、四つの14でございます。こちらが政策と。それから施策評価につきましては33の取組、これら一つ一つを施策ととらえまして施策評価をするということでございます。

この評価でいただいたご意見等につきましては、重点事業ですとか、あるいは個別取組等に適宜反映をさせていただきます、将来ビジョンの実現に向けて適切に進行管理を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、この行動計画が平成21年度までということで、22年度を始まりとする第2期の行動計画を策定する予定としてございます。政策評価・施策評価と並行しての作業スケジュールとなりますけれども、委員会等でのご意見につきましては、この行動計画の策定につきましても極力反映をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

星宮委員長 どうもありがとうございました。宮城の将来ビジョンについて丁寧に説明いただきました。ありがとうございました。

この件について、何か質問あるいはご意見ありましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議事は終了となります。どうもありがとうございました。

司 会 星宮委員長、どうもありがとうございました。

それでは、次に次第4のその他についてですが、事務局より本日のこれからの日程についてご説明いたします。この平成21年度第1回宮城県行政評価委員会及び三部会合同会議は以上で終了となります。

なお、親委員会になりますが宮城県行政評価委員会の次の会議については、来年平成22年2月ごろの開催を予定しております。

また、三部会のうち大規模事業評価部会につきましては、この会議をもって終了ということになります。この大規模事業評価部会の次回の会議につきましては、今年の6月ごろの開催を予定しております。また別途ご案内を差し上げますので、ぜひよろしくお願したいと思っております。

政策評価部会及び公共事業評価部会は、この会議に引き続きましてそれぞれ会議を開催いたします。各部会に所属の委員の皆様方はこちらのほうに引き続きご出席をお願いいたします。会場ですが、政策評価部会は庁議室のほうになります。また、公共事業評価部会はこちらの特別会議室での開催となります。非常にご面倒をおかけしますが、政策評価部会所属の委員の皆様は係の者がご案内をいたしますので庁議室へのご移動をお願いいたします。

以上でございますが、ただいまの件について何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして平成21年度第1回宮城県行政評価委員会及び三部会の合同会議を終了いたします。

皆様、お忙しい中、どうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会

議事録署名人 成田 由加里 印

議事録署名人 林山 泰久 印